



富山市立小・中学校 再編原案

【富山市通学区域審議会】

富山市教育委員会

目次



検討のプロセス	「市立小・中学校再編計画の考え方について」に基づく	P 2
検討のプロセス	再編原案の選定／再編原案リストの解説	P 3
原案シート解説		P 4
再編原案	富山中央地域	P 5
	富山北部地域	P12
	和合地域	P19
	呉羽地域	P27
	富山西部地域	P33
	富山東部地域	P37
	大沢野・細入地域	P41
	大山地域	P50
	八尾・山田地域	P57
	婦中地域	P67

検討のプロセス(「市立小・中学校再編計画の考え方について」に基づく)



再編対象校の選定

令和3年度時点において、

- ・ 複式学級が存在する学校⇒小学校9校
 - ・ 全学年が単学級である学校⇒小学校16校、中学校2校
- } 計 27校

再編の組み合わせの検討

組み合わせ方法	検討案数
①再編対象校と校区が隣接する同一地域生活圏内の学校との再編を検討	小学校:59案
(①で適正規模とならない場合) ②同一地域生活圏内において3校以上での再編を検討	小学校:33案
(同一地域生活圏内での再編が困難な場合) ③地域生活圏をまたいだ再編を検討	小学校:4案 中学校:2案
計	小学校:96案 中学校:2案

(①～③と併せて考えるもの)

中学校との併設を念頭に置いた再編案を検討(次のいずれかに該当する場合)

- ・ 同一地域生活圏内において、複数校の組み合わせによって新たな再編校は適正規模となるが、一部小規模校が残置する場合
- ・ 同一地域生活圏内に中学校が一つのみの場合

①～③の内
小学校:10案

検討のプロセス 再編原案の選定／再編原案リストの解説



再編原案の選定

前述のプロセスから得た「再編の組み合わせ」(98案:小学校96案、中学校2案)のうち、適正規模校は再編対象校とはしないことを前提とし、以下の条件を基本として再編原案の選定を行った。

【選定条件】

- ・再編後、長期的(R7～R22)には適正規模となる
(適正規模に向けて段階的に行う統合(一次統合)を含む)
- ・再編後、長期的に必要な教室数に対して、学校の保有教室数が充足している
- ・再編後、同一地域生活圏内に再編対象校が残置しない
- ・再編後の児童の中学校の進学先といった環境変化に配慮する

選定した再編原案(諮問)

対象	再編原案数
1. 小学校	34案
2. 中学校	2案

「再編原案リスト」記載項目

再編後の学校規模・学級数を示しています。
小学校は1学級35人、中学校は1学級40人で算出しています。

再編後の教室の過不足状況を
実数で示しています。

再編対象校(再編先学校を除く)に現在通学している児童生徒について、再編先学校に通学する場合の通学距離が3 km 超となる児童生徒の割合及び人数を示しています。

再編の方法を示しています。
以下の方法があります。
・統合、一次統合、最終統合、通学区域変更

地域生活圏	再編を検討する学校の組み合わせ				再編後の基本データ							再編原案	手法			
	再編対象校		再編対象校との組み合わせを検討する学校	再編先学校	学校規模(学級数)				再編先学校の教室充足状況					通学距離		
	(複式学級がある学校)	(全学年単学級の学校)			R7	R12	R17	R22	R7	R12	R17				R22	R3
富山中央		柳町小学校	中央小学校	現 中央小学校	適正(17)	適正(18)	適正(13)	適正(12)	1	0	5	6	2%	3人	富山中央-1	統合
		柳町小学校	奥田小学校	現 奥田小学校	大(19)	適正(18)	適正(14)	適正(12)	▲4	▲3	1	3	1%	2人		
		柳町小学校(奥田小校区)	奥田小学校	現 奥田小学校	適正(17)	適正(13)	適正(12)	適正(12)	▲2	2	3	3	0%	0人	富山中央-3(1)	通学区域変更
		柳町小学校(東部小校区)	東部小学校	現 東部小学校	適正(14)	適正(12)	適正(12)	適正(12)	2	4	4	4	0%	0人	富山中央-3(2)	

原案シート解説



各項目の説明

再編の方法を示しています。
以下の方法があります。
・統合 ・一次統合 ・最終統合 ・通学区域変更

赤文字は児童生徒数の合計を示しています。
黒文字はその内訳を現在の学校ごとに示しています。

将来の児童生徒数は、過去5年分の人口データを基に、実績人口の動態から将来人口を推計する方法（コーホート変化率法）によって、校区別・各歳別に算出しています。

大沢野地域 統合

再編を検討する学校の概況

再編を検討する学校の概況

再編を検討する組み合わせ

再編対象校

- 船崎小学校【大沢野中】
児童生徒数：45人
学級数：5学級(小規模校(複式学級を含む))

()内は進学先の中学校を示しています。

再編対象校との組み合わせを検討する学校

- 大沢野小学校【大沢野中】
児童生徒数：464人
学級数：16学級(適正規模校)

学校規模を示しています。
小学校では12~18学級、中学校では9~18学級が、「適正規模校」です。それより学級数が多い場合は「大規模校」少ない場合は「小規模校」となります。

再編先学校

現 大沢野小学校【大沢野中】

※()内は進学先中学校
※()内は学校規模
※再編を検討する組み合わせは「市立小・中学校再編計画の考え方」(1)、「(3)及び(4)」に基づく
※「児童生徒数」は令和3年5月1日時点の通常学級の児童生徒数の合計、「学級数」は令和3年5月1日時点の通常学級の学級数(「富山市の教育」)

該当する地域生活圏及び小学校区

矢印は再編による動き(どの学校が再編先となるか)を示しています。

凡例
小学校(市立)
● 小規模校
● 適正規模校
● 大規模校
中学校(市立)
● 小規模校
● 適正規模校
● 大規模校

□ 地域生活圏
□ 小学校区
● 地域生活拠点
● 居住誘導区域

※学校規模はR9.5.1時点

検討の観点

再編後の児童生徒数の推移

年度	船崎小学校	大沢野小学校
H12	914	797
H17	844	783
H22	819	732
H27	661	586
R2	540	488
R7	439	395
R12	342	311
R17	297	268
R22	240	225

※通常学級及び特別支援学級の児童生徒数
※赤文字は児童生徒数の合計
※令和12年以前は富山市の教育に掲載されている児童生徒数
※令和7年以降はコーホート変化率法に基づく推計児童生徒数

再編後の通学距離

3km以内 41.7%
3km超 58.3%
N=36

※再編を検討する学校(再編先学校を除く)に現在通学している児童生徒について住民基本台帳(令和3年8月時点)に基づき再編先学校へ通学する場合の通学距離を計測し、通学距離が3km以内、あるいは3km超となる児童生徒数を集計し、その割合を算出

再編後の学校規模(学級数)

学級	再編後の学級数	普通教室数	保育教室数
R7	16	23	16
R12	13	16	12
R17	12	12	12
R22	12	12	12

※適正規模：学級数が12学級以上18学級以下
※大規模：学級数が19学級以上
※小規模：学級数が11学級以下
※コーホート変化率法に基づいて推計した児童生徒数により学級数を算出
※学級平均は児童生徒数を学級数で除した

再編後の教室充足状況

充足：再編後の学級数が保有教室数(必要教室数)を下回っている。
不足：再編後の学級数が保有教室数(必要教室数)を上回っている。

※保有教室数：普通教室数に転用可能な教室数を合計した数
※コーホート変化率法に基づく推計生徒数により学級数を算出

再編先学校の施設健全度

	大規模改築済	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
校舎1 (建築年数38年)	-	B	B	B	B	B
校舎2 (建築年数37年)	-	B	B	B	B	B
校舎3 (建築年数22年)	-	B	B	C	B	B
校舎4 (建築年数22年)	-	C	B	C	B	B
体育館 (建築年数28年)	-	B	B	C	B	B

A: 概ね良好
B: 部分的に老朽化(安全上、機能上、問題なし)
C: 広範囲に老朽化(安全上、機能上、不具合発生の見込み)
D: 早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり)
※富山市学校施設長寿命化計画(令和3年3月)

再編先学校の周辺地域状況

再編先学校の避難所の指定区分及び洪水時に避難すべき階数を示しています。

第1次避難所
(洪水時には1階以上に避難すべき緊急避難場所)

※富山市避難所一覧(令和3年5月24日更新)

再編を検討する学校(再編先学校を除く)に現在通学している児童生徒について住民基本台帳(令和3年8月時点)に基づき再編先学校へ通学する場合の通学距離を計測し、通学距離が3km以内、あるいは3km超となる児童生徒数で、それぞれ集計した割合を示しています。

再編後の学級数が点線の枠内であれば適正規模となります。

再編後の学級数が保有教室数を下回っていれば、教室数は充足しています。

富山市学校施設長寿命化計画による健全度(大規模改築実施状況、校舎・体育館の安全性・機能性等に関する指標)を示しています。

再編先学校周辺の地域生活拠点及び居住誘導区域の指定状況を示しています。

再編先学校の避難所の指定区分及び洪水時に避難すべき階数を示しています。

検討の観点から得られた評価及びその他考慮すべき事項等を示しています。

(参考) 再編素案検討のプロセス (「市立小・中学校再編の考え方」より抜粋)

4(1) 再編対象校の選定

再編の対象となる学校は、早期に適正化を検討する学校規模を定めた基本方針に基づき、再編が先行している水橋地区を除いた、

- ① 複式学級が存在する学校(小学校9校)
- ② 全学年が単学級である学校(小学校16校、中学校2校)とし、選定時点を令和3年度とする。

4(2) 再編を考える範囲

再編を考える範囲は、地域としての歴史的つながりや一体性、まとまりがあり、市民にもわかりやすい地域区分であり、本市の総合計画や都市マスタープランなど、まちづくりに関する他の計画との整合も図られることから、総合計画や都市マスタープランなどで設定されている14地域生活圏とする。

4(3) 再編の組み合わせの検討

同一の地域生活圏内において、まずは校区が隣接する学校で適正規模となるかを検討し、適正規模とならない場合は3校以上での再編を検討する。また、同一地域生活圏内での再編が困難な場合は、地域生活圏をまたいだ再編を検討する。なお、新たな再編校の設置にあたっては、原則既存校舎の活用を検討するものとする。

4(4) 小学校と中学校の併設の検討

同一の地域生活圏内の小学校で、次のような場合には、中学校との併設も念頭に、再編案を検討する。

- ① 複数校の組み合わせによって新たな再編校は適正規模校となるが、一部小規模校が残置する場合
- ② 同一地域生活圏内に中学校が一つの場合